

# 体制整備と備蓄

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害 発生時を想定して備えておくことが大切である。

災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置ができる体制を確立し、児童生徒等の安全を確保することや、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなどもこの中に含まれる。

そのためには、各学校で作成する学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等に基づいて、「事前の危機管理」、「発生時の危機管理」、「事後の危機管理」を適切に行なう必要がある。

### 1 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)作成の目的は、学校における危機管理の 具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立することであり、作成 した危険等発生時対処要領を周知することで、学校、家庭、地域が一体となった危機管理 体制を明確にし、児童生徒等の安全を守る意識を高めることにある。

各学校では、学校安全活動の中核となる学校安全担当者を中心とし、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある学校独自の危険等発生時対処要領を作成し、定期的に見直し・ 改善を行う必要がある。

「令和2年度府立学校に対する指示事項」

「令和2年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」
(大阪府教育委員会)

- ア 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や 前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域 すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- イ 学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全 担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き | 平成24年 文部科学省

※ 東日本大震災で明らかになった教訓を踏まえ、地震・津波が発生 した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事 項をとりまとめた手引書。

事前・発生時・事後の3段階で、自然災害発生時等の対応を整理して、各学校でのマニュアルに役立てられるよう示している。



#### (ア)学校の立地環境の把握

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もあることから、各自治体が作成した地震、津波、洪水、高潮、土砂災害などに関するハザードマップを積極的に利用することが望まれる。

大阪府防災会議「南海トラフ地震災害対策等検討部会」において検討され、平成 25 年 8 月に発表された「大阪府津波浸水想定」(<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku\_higaisoutei/tunami\_soutei.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku\_higaisoutei/tunami\_soutei.html</a>)などを参考に、学校の立地環境を踏まえた津波被害について把握することも必要である。

なお、津波浸水想定は、あくまでも特定の想定に基づいたものであり、それらを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

さらに、各学校における校舎等の耐震状況なども、併せて把握しておく必要がある。

#### (イ)マニュアル作成時の留意点

(令和2年度学校安全総合支援事業「学校における防災マニュアルの見直し支援事業」総括より)

- ○学校の災害想定について
  - ・都市部・沿岸部・内陸部・山間部等の学校の立地により、想定される災害は異なるため、自校の立地環境を自治体が作成したハザードマップ等により確認しておく。

#### [参考となるサイト]

- おおさか防災ネット(大阪府)
  - http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventMap.html
- ハザードマップポータルサイト(国土交通省)

https://disaportal.gsi.go.jp/

- ・大阪府防災・減災ポータルサイト(大阪府)
  - http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal\_hp/index.html
- 大阪府河川防災情報(大阪府)
  - http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/
- 大阪府土砂災害防災情報(大阪府)
  - http://www.osaka-bousai,net/sabou/Index.html
- ・耐震補強工事が未実施の学校については、地震後の二次避難は学校外の避難場所を想 定しておく。
- 〇一次避難について(関連項 5初期対応)
  - ・一次避難経路を定める際は、備品等(窓枠・ガラス・鏡・照明・ピアノ・ロッカーなど)の破損、転倒等を想定し、複数の経路や分散避難等の計画を立てておく。
  - ・特に津波の到達が想定される学校園では、一時避難行動と同時に警報等の情報を収集 する計画を立てておく。その際、停電時の対応方法等についても検討しておく。
- ○二次避難について(関連項 6二次対応)
  - ・二次避難の経路の想定については、長距離の想定は避け、水平避難について複数の経路や分散避難等の計画を立てておく。その際、河川、鉄道や高架道路下の横断が必要な場合は、橋や高架等の損壊を想定して複数ルートの設定をしておく。また、負傷者・傷病者の搬送移動の手法を考慮し、訓練にも盛り込んでおく。
  - ・大規模災害の場合、交通機関の停止等により、一時的に自校に留まらなければならないこともあるため、学校の防災備蓄を整備しておく必要がある。さらに、垂直避難の場合は施設内の備蓄品・資機材を上層階へ運搬する必要性があることに留意する。

#### ○その他

- ・災害発生時は地域住民が学校に避難してくることが想定される。スムーズな学校再開のため、日頃から地域の防災組織や保護者等と連携し、避難所等の運営について共通理解を図っておく。(関連項 9避難所協力)
- ・防災マニュアルの作成や避難訓練は災害の発生時を具体的にイメージし、教職員及び 保護者等と共有しておく。(関連項 4避難訓練、8下校・引き渡し・待機)

#### 2 防災組織及び教職員の役割分担

災害発生時には、対策本部等を設け、避難誘導、安全点検・消火、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、事前に防災組織及び教職員の役割分担に関する体制を整備しておくことが重要である。

#### 防災組織と主な役割(例)-

- •対 策 本 部:各班との連絡調整、指示、情報収集等
- ・安否確認・避難誘導:児童生徒及び教職員の安否確認、安全な避難誘導等
- ・安全点検・消火:初期消火、被害状況の確認等
- ・救 護:児童生徒等及び教職員の救出・救命等
- ・ 救 急 医 療:負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携等
- ・応 急 復 旧:被害状況に把握、危険箇所の措置等
- ・保護者連絡:引き渡し場所の指定、引き渡し等
- ・避 難 所 協 力:市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援等

### 【災害発生時における防災組織及び役割分担(例)】

#### 安否確認 • 避難誘導

#### 《役割》

- 児童生徒等及び教職員の安否確認
- 安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- 下校指導及び待機児童生徒等の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- 行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告

#### 《準備物》

- ・クラスの出席簿
- 行方不明者の記入用紙(児童生徒等・教職員)

#### 保護者連絡

#### 《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- 身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒等の引き渡し

#### 《準備物》

- ・児童生徒等引き渡しカード
- 出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

#### 救 護

#### 《役割》

- 児童生徒等及び教職員の救 出·救命
- ・ 負傷者や危険箇所等の確認及 び涌報
- 担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

#### 《進備物》

- 安全靴等
- 防災マスク
- ・ヘルメット
- ・スコップ
- 毛布 手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- 担架
- · AED

### 対策本部

#### 《役割》

- 各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- 校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- 市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- 報道機関への連絡、対応
- PTAとの連絡調整
- •情報収集

#### 《準備物》

- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- 懐中電灯
- ・トランシーバー
- 携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- 学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

#### 安全点検・消火

#### 《役割》

- •初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認 (施設等 の構造的な被害程度を調 査、本部への連絡、電 気・ガス・水道・電話の 被害確認)
- 校内建物の安全点検、管
- 近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

### 《準備物》

- 消火器
- ・ヘルメット
- ・ラジオ
- 手袋
- 被害調査票等

## 救急医療

#### 《役割》

- 養護教諭及び救命救急経験 者で構成
- 医師等の確保
- ・ 手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当・関係医療機関との連携

#### 《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- 水
- 毛布 · AED
- 担架

市町村及び自主防災と連携した避難所の運営 支援(連絡調整・情報収集)

避難所協力

#### 《準備物》

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・ラジオ
- 校内配置図
- 避難者への指示(文書)

### 《役割》

- ・被害状況の把握
- 応急復旧に必要な機材 の調達と管理

応急復旧

- ・ 危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁 止措置
- 危険箇所の表示
- 避難場所の安全確認

#### 《準備物》

- ・ヘルメット
- 構内図
- ・ローブ
- バリケード等
- 被害調査票
- ※防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出 張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、対応 可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮シス テムを考えておく必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不 在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要である。

#### 3 災害発生時に必要となる備品

#### (ア)生徒用備蓄の整備

大規模災害が発生した場合、児童生徒等が帰宅困難となり一定期間待機せざるを得ないことが想定される。児童生徒等一人ひとりの安全を確保するため、大規模災害の発生に備えて、生徒用備蓄の整備をしておく。

#### 【備蓄内容の例】

	物品備蓄	食料備蓄
備蓄内容	・携帯トイレ (一人あたり 9 個) ・10 ℓ ポリ容器 (1 学級に 2 個程度)	【1日分】 ・煮炊き不要食品(アルファ米)1 食 ・ビスケット 2 食 ・飲料水(500mℓ)4 本

#### (イ)災害時に役立つ物資の例

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、保管場所についても考えておく。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要である。

また、すぐに携行できるようにかご等に入れておくなどして準備しておき、訓練で実際に使用してみることも重要である。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例		
頭部を保護するもの 口防災ずきん ロヘルメット		
停電時に役立つもの ロハンドマイク ロホイッスル ロ懐中電灯・電池式ランタン		
救助・避難に役立つもの	□バール   □ジャッキ	

二次対応時に役立つ物資等の例				
情報収集に役立つもの	口携帯ラジオ 口携帯電話	□携帯テレビ(ワンセグ) □乾電池 □衛星携帯電話 □トランシーバー		
避難行動時に役立つもの	ロマスターキーロスリッパ	□手袋(軍手) □防寒着 □雨具 □□ープ □負傷者搬送用具(担架等)		

学校待機時に役立つ物資等の例				
生活に役立つもの	<ul><li>□飲料水</li><li>□食料</li><li>□卓上コン□(ガスボンベ)</li><li>□毛布・寝袋</li><li>□デント</li><li>□ビニールシート</li><li>□バケツ</li><li>□暖房器具</li><li>□使い捨てカイロ</li><li>□電子ライター</li><li>□タオル</li><li>□衛生用品</li><li>□紙コップや紙皿</li></ul>			
救護に役立つもの	口AED       口医薬品類       口携帯用救急セット         口懐中電灯       ロガーゼ・包帯       口副木         口医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等       ロマスク       ロアルコール       口担架			
その他	<ul><li>口発電機 ロガソリン・灯油 ロ段ボールや古新聞</li><li>口投光器 ロプール水 ロ携帯電話充電器</li></ul>			

# 2 点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に 実施するよう定められている。自然災害や火災による事故の原因となる校内の施設・設備等の 危険箇所を早期に発見し、危険箇所等については、すみやかに改善措置を講じなければならな い。

#### 1 安全点検の種類

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではないため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされ、災害発生時に大きな事故につながる危険性がある。学校保健安全法施行規則では、下表のように日常的、定期的、臨時的に行う安全点検について示されている。

種	類	時間•方法等	対 象
В	常	毎授業日	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる場所
定期		学期に1回以上。 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施 毎月1回。	児童生徒等が使用する施設・設備、暖房・防火設備、防災、防犯に関する設備 運動場、教室、特別教室、体育館、給食室、
			ベランダ、廊下、階段、便所、手洗い場、 昇降口、屋上等
臨	時	必要があるとき。 学校行事の前後、災害時、近 隣での犯罪発生時	状況に応じて点検項目を適宜設定

#### 2 非構造部材の点検

#### (ア)ブロック塀等の安全点検

学校は災害発生時におけるブロック塀の倒壊、庇や軒の落下等による二次被害が起こらないよう、定期的に施設・設備等の点検を実施することが重要である。

- Oブロック塀
- ・塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常が見当たらないか。(目視)
- 〇外壁(外装材)・内壁(内装材)
- ・浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。(目視)

#### (イ)安全点検チェックリストの活用

大阪北部を震源とする地震や東日本大震災では、ブロック塀や天井、照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、ブロック塀の倒壊や天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながる。点検の実施にあたっては、次の例を参考に、各学校の状況等に応じて必要な項目を検討し、それらを安全点検に組み込むことが有効である。

#### 【安全点検表(例)】

# 教室等の安全点検表 (例)

場 所: 〇年〇組 教室

 点検実施日
 令和
 年
 月
 日

 点
 検
 者
 (
 )

	点 検 の 観 点	点検結果 (○・×)	不良個所とその程度
1	床板の異常、移動、破損はないか		
2	机・いすの破損はないか		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損や故障はないか		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか		
5	窓下に足掛かりになるものはないか		
6	カーテン・カーテンレールに損傷はないか		
7	照明器具、スクリーン、時計、スピーカーな どが落ちそうになっていないか		
8	戸棚、ロッカーなどの転倒、移動の危険はないか		
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか		
10	柱や内壁に剥離や亀裂はないか		
11	天井の破損や雨漏りはないか		
12	防犯器具は取り出しやすい箇所にあるか		
13	階段や踊り場に、物が放置されていないか		
14			

<sup>※</sup>点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正を 行う。

学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省 H31.3)より

<sup>※「</sup>目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」などの複数の方法を組み合わせて点検を行う。

### 【点検チェックリスト(例)】

点 検 箇 所	点 検 の 観 点	
天井		
・天井	天井材(仕上げボード)に破損等の異常は見当たらないか。	
照明器具		
・照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	
窓・ガラス		
・窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	
・窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	
・建具	建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。	
・クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	
外壁(外装材)		
・外壁(外装材)	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。 (庇や軒、バルコニー含む)	
内壁(内装材)		
・内壁(内装材)	内壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。	
設備機器		
・放送機器・体育機器	本体の傾きや取付金具に腐食、破損等は見当たらないか。	
・空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	
テレビなど		
・天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	
・棚置きテレビ、パソコ ン等	テレビ、パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	
・テレビ台	テレビ台の転倒・落下防止対策を講じているか。	
収納棚など		
・書棚・ロッカーなど	書棚類は取付金具で壁や床に固定しているか。	
・棚の積載物	書棚類の上に重量物を置いていないか。	
・薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	
・薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	
ピアノなど		
・ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	
エキスパンション・ジョイ		
・カバー材 -	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形またははずれていないか。	
・エキスパンション・ジ ョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	
ブロック塀等		
・ブロック塀等	塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	

#### 学校における防災教育のねらい

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行なわれるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

防災教育のねらいとしては、以下の3点があげられる。

- ○自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在および将来に直面する 災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるように する。
- ○地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ○自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び 地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

これらの防災教育として必要な知識や態度、能力を児童生徒等に身に付けさせるためには、それぞれの発達段階に応じた系統的な指導が重要であり、教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。

また、その推進にあたっては、災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後に自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒等を育てていくという視点で目標を掲げ実践に取り組むとともに、日頃から地域との関わりを深めておくことも必要である。

※各教科等における防災教育の展開例については、第5章を参照



# 避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、地域や家庭において自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目的とした重要な訓練である。

訓練を計画するにあたっては、火災のみならず、地域の実態に即した自然災害に対処し、様々な事態を想定した訓練を行うことが重要であると同時に、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に基づき実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、実施後の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直し、実効性のあるものにしておく必要がある。

また、Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合についても P30 を参考に、児童生徒等の避難方法や安全確保について、適切な方策がとられるよう指導しておく。

#### 1 地震・津波を想定した避難訓練

時期・回数	○避難訓練は、年度の早い時期に実施する他、防災の日(9月1日)、津波防災の日(11月5日)、防災とボランティアの日(1月17日)等、児童生徒等に防災に対する関心を持たせやすい日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。 ○1年間で複数回実施することが望ましい。		
訓練内容	<ul> <li>○発達段階に応じ、段階的な指導や学年に応じた指導に留意する。特に小学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導することが必要である。</li> <li>○近隣学校間、地域防災組織、自治体等の関係機関と連携した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練も検討する。</li> <li>○地震による火災の発生も想定し、実情に応じた避難訓練の複線化を図る。</li> <li>○地域防災計画を参考にして避難場所を複数箇所想定し、訓練内容の充実を図る。</li> <li>○地震の後、津波による浸水などの危険性のある地域では、津波の際の防災計画に基づき、避難訓練の計画を立てる。</li> <li>○授業中だけを想定せず、児童生徒等が校庭、廊下等に分散し、教職員が近くにいない場合も想定する。</li> <li>○保健室で休養中、校外で実習中あるいは更衣室で更衣中の児童生徒等の掌握方法についても検討する。</li> <li>○児童生徒等の安全確認方法はもちろんのこと、教職員の点呼要領も含めて立案する。</li> </ul>		
その他	<ul> <li>○配慮を要する児童生徒等の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。</li> <li>○避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、地震の規模によって起こる危険や避難の仕方の違いについて理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。</li> <li>○回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。</li> </ul>		

#### (ア)津波に対する避難訓練

津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行う必要がある。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならないので、一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。避難方法には、学校付近の高台等に避難する水平避難と、校舎や津波避難にルに避難する垂直避難が考えられる。

水平避難では、児童生徒等の避難が完了する時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうかを十分判断しておく。垂直避難は、付近の液状化現象が考えられる場合や適切な避難場所がない場合など、水平避難が困難な場合に考えられる。

さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した 例があったことから、教職員の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動を とるための態度を育む指導も重要である。

大阪府津波浸水想定区域内にある学校では、教職員や児童生徒等が速やかな対応ができるよう、指揮系統や避難行動などを明確にした津波発生時のシミュレーション (P17~19 参照) を作成しておくことも重要である。

### 防災避難訓練実施上の留意点

- ○火災や地震をはじめ、地域の実態に応じて津波・土砂災害などの自然災害を想定した防災避難訓練を実施するとともに、災害に応じた避難場所(一次・二次避難場所)を確認の上、避難経路を設定すること。
- ○訓練については、授業中のみを想定せず、休憩時間、登下校中や校外活動など児童生徒が分散している場合などあらゆる場面を想定して実施すること。なお、支援を必要とする児童生徒が在籍する場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練を実施すること。
- ○避難誘導、連絡・指揮、搬出など教職員の役割分担についてあらかじめ定め、周知・徹底すること。
- ○児童生徒の引き渡し訓練など地域や保護者と連携した避難訓練を実施するよう努めること。 (事前に児童生徒の引き渡し基準及び方法を保護者等と協議し決めておくこと)
- ○訓練実施後、児童生徒の避難完了時間、役割分担に沿った教職員の行動等を検証し、より効果的な訓練 にすること。

【平成24年3月15日 教委保第2766号 防災避難訓練の実施について(通知)より抜粋】

#### 「令和2年度府立学校に対する指示事項」

「令和2年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 (大阪府教育委員会)

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえ、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

- ア 火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ「共助」に関する意識の向上を図ること。
- イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。 併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想 定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマ ニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

#### (参考)

- 令和元年度 防災避難訓練実施状況調査結果 (政令市除く)
  - ○防災訓練実施学校:府内すべての公立小・中・高・支援学校
  - 〇うち、自然災害を想定した避難訓練実施校:府内すべての公立小・中・高・支援学校

### (イ)効果的な避難訓練モデル(例)

想定災害	授業中に震度6強の地震が発生。地震による津波発生の可能性あり。	
指導のねらい	初期行動 (落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所をすばやく見つけて自らの安全を確保する) と避難行動の基本的な方法について理解させ、実践できるようにする。	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
1. 事前指導	・防災教育教材等(巻末資料)をもとに、様々な状況に応じた自分自身の安全確保の方法を理解させる。 ・現在地からの避難経路を確認させる。 ・教職員の指示がない場合でも、自らで判断し、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せることを確認させる。	
<b>2. 避難訓練</b> (地震)	<ul> <li>○報知音(地震発生の放送など)を聞いて、初期行動をとらせる。</li> <li>・教室では、揺れが収まるまで机の下に入り、机の脚を持たせるなど「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せ、安全を確保させる。</li> <li>・教室以外(特別教室や運動場など)では「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せさせる。</li> </ul>	る。
	<ul> <li>○揺れが収まったと想定し、教職員の指示で避難行動に移らせる。</li> <li>・出入り口を開ける。</li> <li>・コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。</li> <li>・静かに廊下に並ばせるなどの指示を出し運動場に移動する。</li> <li>*転倒物や落下物により、避難経路が遮断された場合などを想定した訓練を実施する。</li> </ul>	・頭を保護するものが身近にあれば活用する。 ・避難方法を明確に指示する。 ・落下物や段差、転倒物を想定し、落ち着いて移動させる。 ・「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」 (「お・は・し・も」の原則)の徹底 ・外へ出たら駆け足。
	○運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。  *行方不明者や傷病者を想定した訓練を実施する。	・担任は人員点呼を行い、すみや かに本部に報告。

# 3. 津波警報 ○津波警報が発令されたことを受け、二次 の発令 避難を開始する。

- (二次避難)
- ・高台など、あらかじめ決められている二次避難 場所に移動させる。(水平避難)
- ・津波到達の時間や周囲の状況を考え、水平避難が困難な場合は校舎の3階以上に移動させる。 (垂直避難)
- ・液状化などが予想され、なおかつ火災や校舎の 倒壊等もない場合は、運動場へ避難せず、直接 上階への避難も考えられる。
- ○避難場所にすみやかに集合させ、人員点呼を行い、待機させる。

- ・あわてず秩序を守って移動。
- ・校舎への移動の場合は、3階以上の所定の教室・廊下等へ移動させる。
- ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。
- ・地震発生時と同じように「お・ は・し・も」の原則 (P15) を守 って避難する。
- ・担任は人員点呼を行い、速やか に本部に報告する。

#### 4. 事後指導

- ○防災担当(教職員、地域防災リーダー、 消防署員等)や校長からの講評
- ○学校(教室)へ移動
- ○避難訓練の反省
  - ・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。
- ・落ちてこない、倒れてこない、 移動してこない場所をすばやく 見つけて自らの安全を確保でき たか。
- ・「お・は・し・も」の原則 (P15) を守り、混乱なく避難できたか。 等

#### 【その他の留意点】

- ○運動場の液状化など、使用不能な場合の集合場所も考えておく。
- ○地震の規模によっては、放送機器が使えない場合も考えられるので、拡声器で避難指示を出すことがあることも考えておく。
- ○寒い時期の場合は、避難後を考え、防寒着を着せて避難することも必要になる。
- ○休憩時間中に地震がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒等に知らせずに行う避難訓練なども実施しておくと効果的である。

### 以下の訓練と組み合わせて実施することにより、より効果的で実践的な訓練となる。

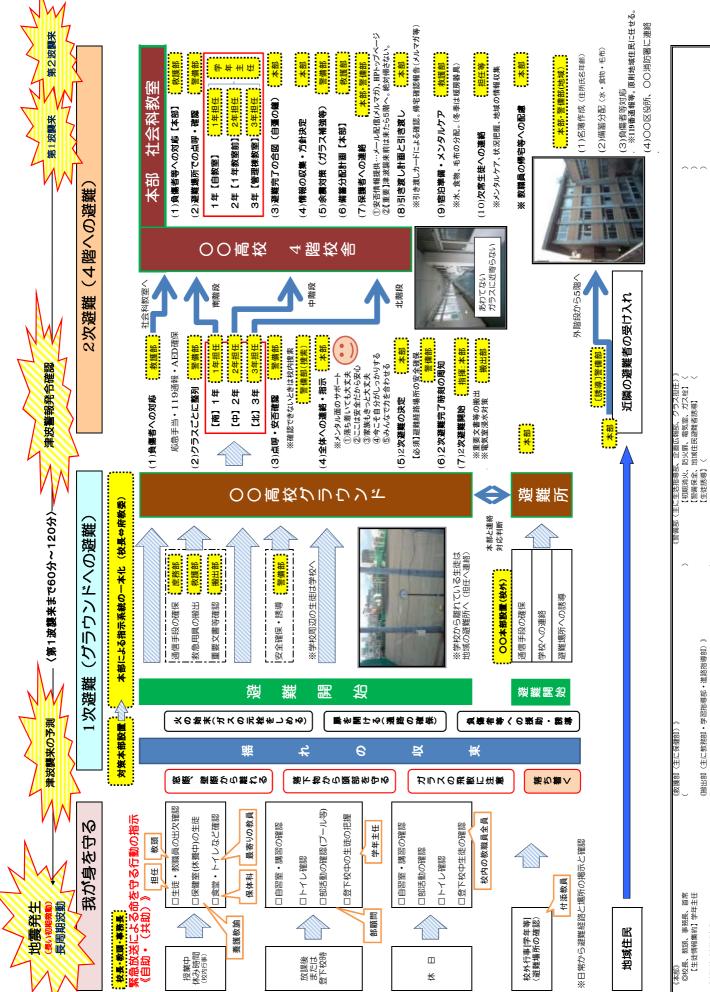
#### ◇ 引き渡し訓練

災害発生後の下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練を行う。

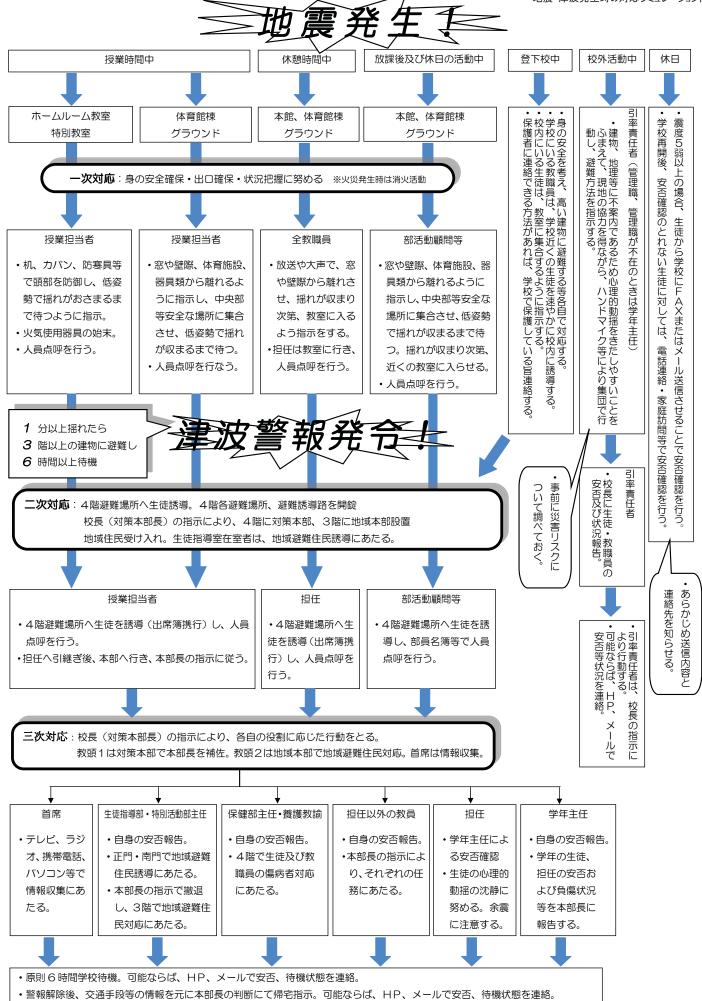
- ・事前に保護者に周知したうえで授業終了後等に訓練を行う。
- ・引き渡しカードの活用。

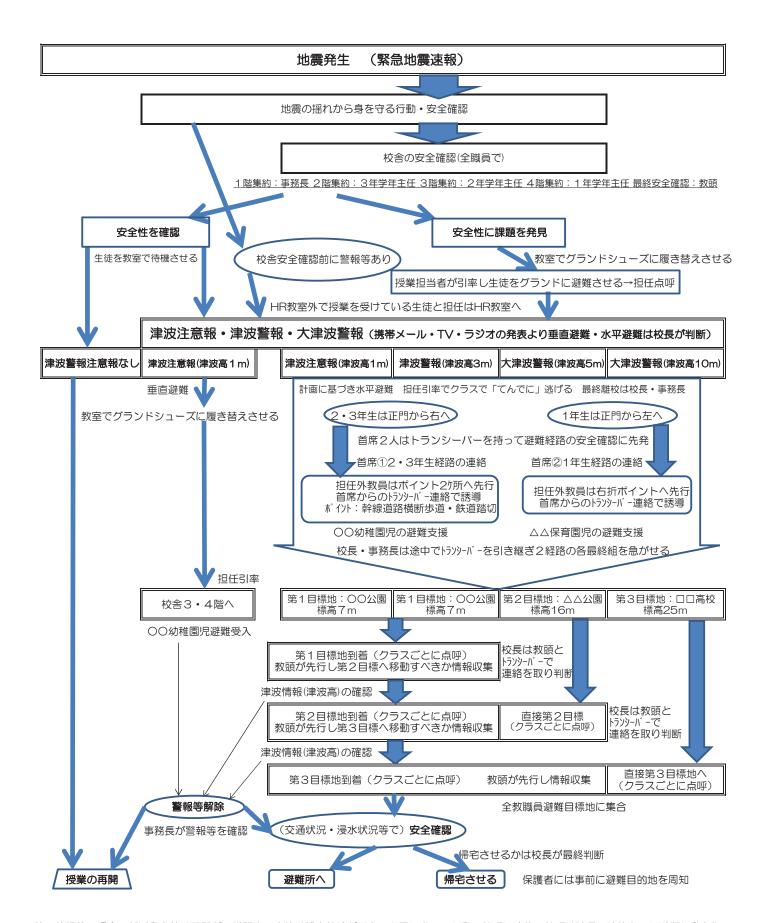
#### ◇ 地域と連携した避難訓練

- 地域住民、地域自主防災組織等と連携した合同避難訓練。
- ・ 近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校等との合同避難訓練。



《庶務部(事務室)》





休日放課後の場合: 部活動生徒は顧問が、講習中の生徒は担当教諭が引率、上図に準じて行動し教頭に連絡、教頭は校長に連絡を取り避難行動を指示担当者不在の場合の代行者: 校長→教頭、教頭→首席①、首席①→首席②、首席②→教務部長、事務長→主査、担任→副担任

### 火災を想定した避難訓練

避難計画作成上の留意点		
時期	〇避難訓練は年度の早い時期に実施するほか、防災の日(9月1日)、津波防災の日(11月5日)、防災とボランティアの日(1月17日)等、児童生徒等の防災に対する意識が高い日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。	
の発達段階に応じ、段階的な指導、学年に応じた指導にも留意する。学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導する必要である。 ○実施に当たっては、消防署等の関係機関の参加・協力を得るなど、一層の充実に努める。 ○緊急サイレンを鳴らすと同時に緊急放送による訓練を行う。また備が使用できない場合のことも検討しておく。 ○校内のあらゆる場所から避難場所へ速やかに移動できるよう、避難設定しておく。 ○消火器・避難はしご・救助袋・担架などの使用方法を確認し、それ用した訓練を適切に取り入れる。仮の傷病者を作っての訓練も取りもよい。 ○授業中だけを想定せず、児童生徒等が校庭・廊下等に分散し、教験をよい。 ○授業中だけを想定せず、児童生徒等が校庭・廊下等に分散し、教験をはいない場合も想定する。 ○保健室で休養中、更衣室で更衣中の児童生徒等の掌握方法についてする。		
その他	<ul> <li>○配慮を要する児童生徒等の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。</li> <li>○避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、火災発生時の対処の仕方や避難の仕方について理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。</li> <li>○回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。</li> </ul>	

#### 【避難訓練】

≪施設管理≫

消防法 第8条◎ 学校に防火管理者を定めなければならない。

≪実

施》 消防法施行令第3条の2.2 ◎ 防火管理者は、通報及び避難の訓練を実施しなければならない。

#### 第2章 学校防災における危機管理

### 効果的な避難訓練モデル(例)

想定災害	3時限目、本館1階の理科室より出火。	
指導のねらい	・火災発生時における適切な避難方法を理解し、多人数が安全に避難する方法を、訓練を通して体得できるようにする。	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
<u>1. 事前指導</u>	・火災発生時の対処の仕方を理解させる。 ・消火器等の設置、管理の意義について理解させる。 ・煙の危険性について理解させる。	
2. 避難訓練	<ul> <li>○緊急サイレン、火災発生の放送を静かに聞かせる。</li> <li>・あわてず、しゃべらないで放送を静かに聞かせる。</li> <li>・ハンカチなどで口鼻を覆い、廊下に静かに出させる。</li> <li>・避難経路に沿って運動場に移動させる。</li> <li>*さまざまな出火場所を想定し、適切な避難経路を通って避難する訓練を実施する</li> <li>○運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。</li> </ul>	・児童生徒等の行動を把握し、落ち着かせる。  (教職員の初期対応) ・消防署への通報 ・初期消火 ・非常持ち出し品の搬出  ・避難経路を明確に指示する。 ・「お・は・し・も」の原則(P15) の徹底 ・外へ出たら駆け足。  ・担任は人員点呼を行い、すみ やかに本部に報告。
3. 事後指導	<ul><li>○消防署員による消火活動の実演</li><li>○防災担当(教職員、消防署員等)や校長からの講評</li><li>○教室へ移動</li><li>○避難訓練の反省</li><li>・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。</li></ul>	•「お•は•し•も」の原則(P15) を守り、混乱なく避難できた か。

### 【その他の留意点】

- 〇休憩時間中に火災がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒に知らせずに行う避難訓練なども実施しておく と効果的である。
- 〇地震発生後の二次災害としての火災も考えられることから、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所についても検討しておく。

# 5 初期対応

地震の揺れなどを感知した発生したと同時に、安全確保のための的確かつ迅速な対応が求められる。教職員の的確な指示はもちろん、日常の指導や避難訓練によって、児童生徒等の危険に対する感性を高め、自らの避難行動を促すとともに、「主体的に行動する態度」を身に付けられるよう指導しておくことが重要である。

#### 1 地震発生時の対応

#### (ア) 地震発生時に予想される危険

屋内・屋外別に予想される危険を分類整理した。これを参考に、普通教室、特別教室、体育館等、児童生徒等が使用する可能性のある場所について、さらには校外行事の会場等についても、予想される危険な状況を調査、整理しておく。その際、火災等の二次災害を引き起こす危険性のあるものには特に注意し、津波に襲われる危険性のある地域では、さらに考慮する必要がある。また、運動場が地域の避難場所に指定されている場合は、避難してきた住民などにより、不安や恐怖による心理的動揺から混乱が起こることがあるので注意する。

#### [屋内]

	場所・非構造部材等	予想される危険
(1)	天井材、冷暖房機器、照明器具等	剥離落下、ガラスの飛散
(2)	側壁	掲示板・時計等の落下、壁材の落下・飛 散、窓ガラスの飛散
(3)	床	陥没、崩壊
(4)	階段	崩壊、遮断
(5)	棚・本箱・教卓・机、 映像音響設備、運動器具等	移動、転倒、落下
(6)	実験・調理器具、暖房器具、ガス管、 植木鉢等	破損・落下、ガラス・薬品・熱湯・油類 の飛散、引火・火災
(7)	掃除用具入れ、オルガン、ピアノ	移動、転倒
(8)	書架•本(図書室)	倒壊、本の落下・飛散
(9)	ロッカー、靴箱等	転倒

#### [屋外]

	場所•非構造部材等	予想される危険	
(1)	瓦、窓ガラス、ひさし、外壁等	落下、飛散	
(2)	堀、塀、バックネット、バスケット ゴール、サッカーゴール、遊具、記 念碑、電柱、自動販売機等	倒壊、電線の垂れ下がり、感電	
(3)	鉄道	脱線転覆	
(4)	<b>橋梁、歩道橋</b>	破損、落下	
(5)	落下物、倒壊物、道路等の地割れ	避難路の遮断、マンホール等の隆起	
(6)	山間部、海岸部	崖崩れ・山津波、津波	
(7)	都市ガス	ガス漏れ、噴出、爆発、火災	
(8)	埋立地	液状化現象による地下水の噴出、地割れ	

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	落下物・倒壊物・移 動物から身を守る	<b>落ちてこない・倒れてこない・移動してこない</b> 場所に 移動し、落ち着いて揺れがおさまるのを待つ。	
	周囲の様子を的確 に把握する	激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がずその場 が危険でないか判断する。	

#### (ウ) さまざまな場面で児童生徒等・教職員がとる行動

#### 【授業中に地震が発生したとき】

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・机の下にもぐったり、身近にあるもので頭を守る。
  - ・窓や棚、ロッカー等から離れる。
  - ・指導者の指示に従う。
  - ・「お・は・し・も」の原則(P15)の徹底。
- ○教職員の指示と行動
  - ・児童生徒等に対し、はっきりとわかりやすく適切な指示をすること。また、心の安 定を図る言葉をかけて児童生徒等を落ち着かせ、掌握に努める。
  - ・配慮を要する児童生徒等が安全に避難できるよう、日ごろから支援方法を確立して おくとともに、適切に指示し、行動する。
  - ・火気は消火できる場合は、素早く消火する。
  - ・火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、消火する。
  - ・薬品の始末も、火事の場合と同様に処理する。
  - ・ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜く。

#### 【休憩時や放課後に地震が発生したとき】

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・あわてて校舎外にとび出さない。
  - ・校内放送やその他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
  - ・体育館では落下物や運動器具の倒壊に注意し、中央部に集まり、天井部分等の破壊 状況により、速やかに出口に移動する。
  - ・校舎と校舎の間では、落下物に注意して運動場や広い空地に移動する。
- ○教職員の指示と行動
  - ・できるだけ早く役割分担した教室等に直行し、児童生徒等を掌握し避難誘導する。
  - ・配慮を要する児童生徒等に対して適切に指示し、行動する。
  - ・負傷者の有無を確認する。

#### 【登下校中に地震が発生したとき】

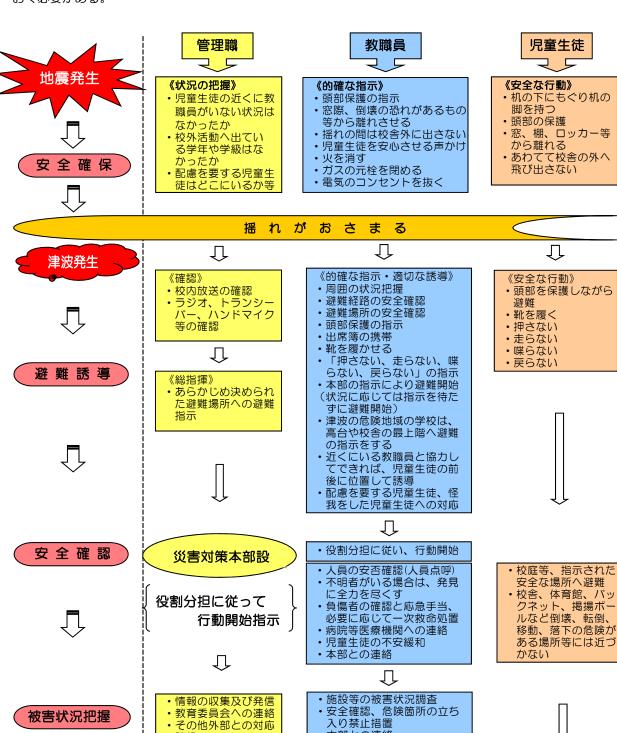
登下校中に地震に遭遇した場合は、周囲の状況を判断し、倒壊物、窓ガラス等の落下物に注意しながら、素早く安全な広い場所に避難することが大切である。

また、広い場所にいるときは、あわてて行動しないよう指導しておくことも必要である。

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・ランドセル、カバンなどを頭にのせ、ガラスなどの飛散物、落下物から身を守る。
  - ・乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。
  - ・ブロック塀や自動販売機から遠ざかる。
- ○教職員の指示と行動
  - ・保護者が不在の場合も考えられるので、その対応についても指導しておく。
  - ・17 安否確認(P31)の内容を参考に、迅速に児童生徒等の安否確認を行う。

### 【地震発生時の基本的対応(例)】

学校は、地域の特性や学校の実態及び地震が発生した場合に予想される被害状況を踏まえ、児童生徒等の安全確保のための対応行動を具体的に検討しておくとともに、児童生徒等、保護者、地域と共通理解を図っておく必要がある。



・本部との連絡

・保護者への連絡

Ų

・引き渡しカードにより、児童 生徒を保護者に直接引き渡す

・連絡がつかない児童生徒は、

学校に待機させる

・本部との連絡

• 記録

保護者への

引き渡し

Ţ

◎必要な応急対策の決

定及び指示

◎全体の状況把握

第2章 学校防災における危機管理

第3音

第 4 章

第 5 音

# ・保護者とともに帰宅

・保護者と連絡がつか

ない場合は待機継続

#### 2 火災発生時の対応

#### (ア)火災発生時に予想される危険

火災の勢いによる窓ガラス等の飛散や鉄扉等が高熱を持つことがある。

また、煙の侵入などにより視界を狭められ、避難経路を見失ってパニックに陥り、窓から飛び出そうとする者がいるなど、個々の勝手な判断や行動により大惨事を招くことも考えられる。

さらに、燃焼によって生じた有毒ガス(一酸化炭素)や煙を吸い込むことによって中毒 を起こしたり、意識をなくしたりすることもある。

※煙は横方向に毎秒 0.3~1.0 メートルの速さで廊下を流れ、階段や空調設備が煙突の役割を果たし、煙は縦方向に毎秒 3~5 メートルの速さで上昇するといわれ、歩く人の速度より速くなる。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

初期动病	知らせる	近くの教職員あるいは職員室へ素早く知らせる。
初期対応	連絡する	近くの教職員あるいは職員至へ素早く知らせる。 

#### 教職員の初期対応

- ①煙・異臭・火炎を発見した時は、近くにいる教職員または職員室へ連絡し、初期消火 をする。
- ②火災の連絡を受けたら、教職員は直ちに緊急放送を行うとともに、消防署に通報する。
- ③火災発生の報告を受けたら、直ちに発生場所に行き、延焼拡大防止を目的とした消火 活動を行う。なお、消火器や消火栓は常に使用できるよう整備しておかなければなら ない。
- ④火災発生を知ったら、直ちに授業を中止し、担当者が的確に指示する。その間、校内 放送等での指示があれば、それに従う。
- ⑤電源を切り、ガスの元栓を閉める。
- ⑥窓を閉め、火炎、有毒ガスの流入を防ぐ。

#### (ウ) さまざまな場面で児童生徒等・教職員がとる行動

【授業中に火災が発生したとき】

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・放送を静かに聞く。
  - ・ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
  - ・担任・教科担当者の指示に従う。
  - ・避難行動中はハンカチやタオル以外、手には何も持たない。
  - ・指定された避難場所に集合後、ただちにクラスごとに整列し、静かに指示を待つ。
- ○教職員の指示と行動
  - ・児童生徒等が心理的不安に陥りやすいので、はっきりと的確に指示し行動する。
  - ・配慮を要する児童生徒等が、安全に避難できるよう日ごろから適切な支援方法を確立しておく。
  - ・煙に遭遇した時は低い姿勢をとり、ハンカチ等で鼻と口をおさえて避難させる。

#### 第2章 学校防災における危機管理

- ・火災発生階より上にいる児童生徒等は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難 させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
- ・避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、 その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮する。
- ・避難場所に集合したら、クラス毎に整列させ、各授業担当者が直ちに人員点呼を行い、異常の有無を本部(校長等)に報告する。

#### 【休憩時や放課後に火災が発生したとき】

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・校内放送や、その他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
  - ・ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
  - ・火災の状況を判断し、速やかに出口に移動する。
  - ・指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。
- ○教職員の指示と行動
  - ・放送(使用できない場合はハンドマイク、メガホン)で避難場所及び避難方法を具体的に指示する。
  - ・児童生徒等は、火災によりパニック状態に陥ることも予想されるので、避難誘導係 や連絡指導等の職員は、速やかに所定の場所に直行し、児童生徒等へ心理的な安心 感を与えるとともに適切な指示を出す。
  - ・配慮を要する児童生徒等に対して適切に指示し、行動する。
  - ・火災発生階より上にいる児童生徒等は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難 させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
  - ・避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、 その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮すること。
  - ・逃げ遅れた者や負傷者がいないかを確認する。

#### 【宿泊施設において火災が発生したとき】

- ○児童生徒等がとる行動
  - ・近くにいる宿泊施設の人、あるいは教職員に知らせる。
  - ・館内放送その他、宿泊施設関係者あるいは教職員の連絡を静かに最後まで聞き指示 に従う。
  - ・あらゆる危険を想定し、安全、速やかに避難する。
  - ・指定された避難場所に集合すれば、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。
  - ※宿泊施設に着いたら二方向避難経路(2カ所以上の出口)を確認し、消火器の設置場所や非常口等を確認しておく。また、エレベーターは使用しない。
- ○教職員の指示と行動
  - ・宿泊施設関係者の指示に従い、児童生徒等に適切かつ敏速な避難行動をとらせる。
  - ・通路・出口等で児童生徒等に的確な指示を与える。
  - ・配慮を要する児童生徒等については、教職員が速やかに支援する。
  - ※宿泊施設の見取り図をもとに、あらかじめ非常口や避難経路を確認しておくと、火災発生時に適切かつ敏速な避難行動をとることができる。

#### 3 風水害発生時の対応

#### [台風]

#### (ア)予想される危険

台風は接近するだけで暴風により屋根瓦等を吹き飛ばし、樹木や街灯を倒壊させ、大雨や高潮によって浸水や洪水、十砂災害を引き起こす危険がある。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

大阪は、大阪湾の一番奥にあるため南西の風が吹くと水位が上がりやすく、また海面より低い土地が多いため大きな被害を受ける可能性がある。

- ①高潮のおそれがある場合は、海岸や河川から離れた場所に避難する。
- ②堤防や海岸に近づかない。
- ※高潮:台風や強い低気圧によって、海面の高さがいつもより高くなる現象。これに風による高波や うねりが加わる。
- 気象情報や市町村からの呼びかけに注意する。
- 停電や断水に備えて懐中電灯、ラジオ、非常食を用意しておく。
- ・ベランダや家の周りの落下しやすいものや飛散しやすいものを片付ける。 また、窓や雨戸はしっかり施錠する。

#### [大雨・集中豪雨]

#### (ア)予想される危険

局地的な大雨や集中豪雨は、川や下水道が短時間で増水し浸水や洪水を引き起こす。 大雨や集中豪雨は、急激に状況が変化するので注意が必要。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

- ①河川では、急な増水により中州に取り残される、または川に流される危険があるため、雨が降り出したらすぐに避難する。
- ②雷鳴や急に川の水かさが増えてきた場合は、上流で豪雨による急な増水や土砂崩れの危険性があるので避難する。
- ・地上が冠水すると地下に大量の水が一気に流れ込む。地下では避難が遅れると 命を落とす危険がある。地下室、地下道、アンダーパス、地下鉄及び地下街等 にいる時は注意が必要。
- 急激な雨水の流入により、蓋が外れたマンホールへの転落や、側溝や用水路に 落ちて溺死する事故もあるので注意する。

#### [土砂災害]

#### (ア)予想される危険

急な斜面が大雨・長雨で緩んで、突然崩れ落ちる「がけ崩れ」、山や谷の土砂が、大雨などで崩れ、水と混じって一気に流れ下る「土石流」、地面が大きなかたまりのまま、ゆっくり下の方に動き出す「地すべり」等の危険が考えられる。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

①長雨や豪雨のときに次の前兆がみられたら速やかに避難する。がけ崩れ:小石が落ちてくる、崖に亀裂が入る、崖から水がわいてくる。

土 石 流:山鳴りがする、急に川の水が濁る、倒木が流れてくる。

地すべり:地面にひび割れができる、斜面から水が噴き出す、井戸水が濁る

②土石流に遭遇したら、土砂の流れる方向に注意し、流れに対して「直角」に逃げる。

#### [竜巻]

#### (ア)予想される危険

強風によって飛ばされてくるものや飛散した窓ガラスによるけがなどが考えられる。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

- ①屋内にいる場合は、雨戸、シャッターやカーテンなどを閉める。避難する部屋は、地下室や1階の窓のない頑丈な部屋。トイレや風呂場、押入れなど狭くて頑丈な場所を選ぶ。
- ②屋外の場合は、鉄筋コンクリート製のビルやマンション、商業施設に逃げ込む。または、頑丈な構造物の物陰に隠れて、身を小さくする。最善の場所は、地下鉄、地下街、地下駐車場。
- ③建物がない場合は、水路やくぼみに身を伏せる。
  - ※危険な場所…車庫やプレハブの中、電柱や樹木の側、窓ガラスの側など
- ※以下の前兆に十分注意する。
  - ・突然空が暗くなる。
  - ・雷の音が聞こえる、または光が見える。
  - ・ヒヤッとする冷たい風が吹き出してくる。
  - ・大粒の雨や雹(ひょう)が降り出してくる。

#### [雷]

#### (ア)予想される危険

グラウンド、平地、山頂、屋根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷(直撃雷)することがあり、その場合、死亡する可能性が高い。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る (側撃雷)ことがあり、木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこ の側撃雷である。

#### (イ) 危険から身を守るための基本的な行動

雷鳴が聞こえたり、頭上で急に発達した黒雲を見かけたら、直ちに安全な場所に避難 し待機する。

(安全な場所)

- ・運動場やプールにいるときは建物の中、校舎、体育館の中などへ
- ・屋外にいるときはバス、電車、鉄筋コンクリート建築物の中などへ
- ・木の真下には行かない。側撃(落雷を受けた物体から放電を受けること)の 可能性がある。
- ・雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で 待機する。

#### ≪風水害における児童生徒等への対応≫

#### ○在校時

- ・気象情報の収集に努める。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・風水害の種類(土砂災害・台風・洪水など)によって対応が異なるので、災害の状況 を児童生徒等に周知させる。
- ・状況に応じて、授業中止、避難誘導、下校等の指示を的確に行う。
- ・避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。広域 避難場所など自校以外の避難場所をあらかじめ把握しておく。
- ・避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署、家庭等に連絡、協力を求める。
- ・下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させる。また、可能である ならば、保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとる。

#### ○在宅時

- ・各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法 など、各家庭に周知徹底する。
- ・台風来襲等が予測されるときは、状況に応じ、前日の下校時に、児童生徒等に対し翌日の登校について適切に指示する。また、必要に応じて通学路の変更を伝える。
  - 1 〇:〇〇までに暴風警報が解除された場合は平常授業とする。
  - 2 ○:○○~○:○○に暴風警報が解除された場合、△限目もしくは □時間後からの始業とする。
  - 3 ○:○○現在で暴風警報発令中の場合、臨時休業とする。
- ・必要に応じ、児童生徒等の家庭へ連絡する。

#### ○校外学習中

- ・事前に下見を行い、危険な場所がないかなどの安全面の点検を行っておく。
- ・現地では気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には地元の防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。

#### ≪教職員による風水害への防災活動≫

- ○強風による転倒・移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの 飛散によるけがの防止など、予想される被害に対し事前に適切な処置をする。
- ○教職員は警報等の発令状況により、配備につく。
- ○警報等が解除されて児童生徒等が登校するまでに施設等の安全点検を行い、破損箇所の 応急の修理や、立ち入り禁止等の指示を徹底する。

#### 4 Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、次のような事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

#### 《速やかな避難行動と情報収集》

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

#### 屋外にいる場合

⇒ できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

#### 建物がない場合

⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

#### 屋内にいる場合

⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

#### <近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合:口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

〇屋内にいる場合:換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

#### ○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。 行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

#### 《登下校時の留意事項》

- ○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合
  - ⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの 確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。
- ○ミサイルが大阪府域内に落下した場合
  - ⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。
  - ※安否確認の方法についても7安否確認(P33)を参考にするなどして検討しておくこと。

#### 《バス利用時の行動や学校との連絡方法》

Jアラートが発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。

その後、乗車している児童生徒等の人数や状況に応じて、可能な場合には、児童生徒等を頑丈な建物等に避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

(支援を要する児童生徒等に関しては、落ち着いて行動ができるように配慮すること。)

(大阪府教育庁作成「] アラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン | より抜粋)

# 6

# 二次対応

地震などの災害が発生した後、次に発生する災害から避難するための的確かつ迅速な対応が 求められる。正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動、応急手当、勤務時間外の参集にい たるまで、教職員による体制を整備しておくことが重要である。

#### 1 被害状況の把握

- 〇ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する。 (災害の内容や規模、地域の被害状況、津波の発生状況等)
- ○校舎や運動場等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の貼り紙やロープを張るなどして、 二次災害を防ぐ。
- 〇ガス・水道管の破裂、噴出については、二次災害を防ぐために早急に対応する必要がある。 関係機関に連絡すると同時に、教職員が元栓を閉めなければならない場合がある。日頃から、全教職員が元栓の場所を確認しておくことが大切である。また、阪神・淡路大震災では、漏電が火災の一因ともなったので、ブレーカーの位置を確認しておく必要がある。
- ○薬品類の容器破損を原因とする火災の発生も起こり得るので、薬品の中和剤や消火器の設置を考えておく必要がある。

#### 2 臨機応変な判断と避難

	周囲の様子を的確	激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がず周囲の様
	に把握する	子を的確に把握し、その場が危険でないか判断する。
避難行動		子を的確に把握し、その場が危険でないか判断する。  〇鉄筋校舎は比較的安全なことから、あわてて外へとび出さない。揺れがおさまったあとは、火災発生も予想されることから、マニュアルに従って運動場等へ避難する。津波の危険地域の学校においてもマニュアルに従って避難する。  〇避難行動は、「お・は・し・も」の原則(P15)を徹底する。  〇火災の場合はハンカチ等を鼻と口にあて、煙に遭遇したときは低い姿勢で避難する。
	やかに避難する	で避難場所及び避難方法を的確に指示する。 〇海岸、川岸、崖下から早く遠ざかる。 〇乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。 〇津波浸水域内の学校においては、津波情報によって必要があれば、二次避難場所への水平避難又は垂直避難のいずれかの措置を取る。 〇登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、通学路上の避難場所、家庭の3つの中で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく。落ち着いたら、学校や家庭へ連絡する。

#### 3 応急手当

- ○負傷者の確認及び、負傷者がいる場合は応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生 法を行うとともに、AEDをすみやかに使用し、救急車を手配する。
- ○児童生徒等の不安への対応を行う。

#### 4 災害対策本部の設置

- 〇児童生徒等の安全がいったん確保された段階で、その後の対応、対策を考え行動していく ために、災害対策本部を設置する。
- ○あらかじめ作成されている防災組織及び役割分担(P6~7)に沿って対応するが、状況に 応じた臨機応変な対応が求められる。

#### 5 教職員の参集

- ○勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は各学校等において定められた非常配備時の参 集計画などに基づき、あらかじめ定められた勤務場所へ参集しなければならない。
- ○教職員は自身の参集場所等をあらかじめ確認し、参集後は災害時の災害等応急対策活動に 就けるようにしておく。
- 〇災害発生時に備え、学校設置者によって定められている非常参集体制計画等が記載された 防災必携などを準備しておくことも有効である。
- ○防災必携の例(大阪府教職員防災必携)

#### 大阪府教職員防災必携

~府民の安全・安心の確保が職員の使命です!~

- ★非常配備が発令された場合の参集場所は決まっています。
- ・教職員は原則として配備区分に従って勤務場所に参集。
- ・学校所在地に避難指示等が発令されている場合は、避難区 域には立ち入らず、自身の安全を確保して待機する。
- ★非常配備時の参集について確認します。

私は非常「」号配備員です。

★勤務時間外に府域で地震が発生したときの行動は?



〇府内で震度5弱以上の地震が発生した場合、各校で定めた配備区分に従い参集する。交通機関の途絶により参集が困難な 配備員等は管理職等に連絡し、参集の目途を伝える。

徒歩又は自転車によって参集しましょう (自動車使用は禁止です。)

服装は活動しやすいものを着用しましょう

(※参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩 20km 圏外、自転車で 40km 圏外に居住している場合とする。)

◎災害対応にあたっては、次のことに留意して下さい。

#### ★非常配備が発令されたら

- ①自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難する。
- ②被災した場合は、応急手当をする。
- ③安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手し、 予め各所属で決めた方法により、安否情報、参集時期 の目途などを報告し、勤務場所に参集する。

#### ★初動対応には被害把握が不可欠です

初動対応には概括的な被害情報でも重要です。 被害状況等について気付いたことを参集後、可能な範 囲で管理職等に報告して下さい。

#### ◎被害把握のポイント◎

- □ 確認日時・確認場所
- □ 被害の概要(人・建物・鉄道・火災等)
- ※生徒等の通学に支障がないかどうか等は重要な 情報

#### ★自身の役割を認識

参集後は災害時の災害等応急対策活動に就きます。 予め各校の『防犯及び防災計画』を確認しておいて下さい。

# 安否確認

休日や登下校中などに大規模災害が発生した場合には、児童生徒等の安否確認を速やかに 行う必要がある。

災害発生時には、電話回線が混み合い、停電等により電話が不通になる等の理由により、 児童生徒等の安否確認に多くの時間を要することが考えられる。

このような不測の事態に対処できるよう、通常時の連絡方法に加えて、複数の通信手段による連絡方法を確立する必要がある。例えば ICT を利用する場合は、学校ホームページに緊急時連絡用ブログや掲示板等を整備し、児童生徒等および保護者への連絡方法を確立するほか、事業者が提供する安否確認システムを利用する等の方法が考えられる。この場合、安否確認の方法、安否情報を集約し状況把握する手段の確立等、児童生徒等・保護者が利用することを想定した運用方法の確立が必要である。

#### 1 ICTを利用した安否確認

#### (ア)安否確認の内容

安否確認の内容には、以下のような事項が考えられる。

#### 安否確認の内容 (例)

- ○児童生徒等及び家族の安否・けがの有無・居場所(避難先)
- 〇被災状況

周りの状況(一緒に居る友達、けがをしている人等)

〇今後の連絡先・連絡方法 等

#### (イ)安否確認の流れ

# 学 校

③ アンケートの自動集計 集計結果の情報共有 対処策検討 等

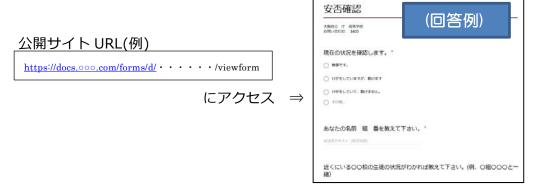
- ① ホームページ、一斉送信メール等 複数の通信手段を併用し情報発信を確実に行う
- ② <u>安否確認システムのアンケート機能</u>、メール、SNS 等による安否情報回答 等

1

④ 教育委員会へ 安否確認状況等 報告 児童生徒等・保護者

#### (ウ)安否確認の方法(参考例)

- ○Webに公開されたアンケートへの回答
  - ・あらかじめアンケート(年・組・出席番号・けがの有無等)のフォームを作成し、 Web 上に公開する。
  - ・アンケート公開サイトの URL を事前に児童生徒等・保護者に周知し、「お気に入り」等に事前登録するよう依頼する。
  - ・緊急時に、児童生徒等・保護者は、アンケート公開サイトの URL にアクセスし、アンケートに回答する。児童生徒等・保護者の安否情報を早急に集約し、情報共有するためには、学年ごとの URL を作成する等、運用面での工夫が必要。



### ○SNS 等のコミュニケーションツールの利用

- ・コミュニケーションツールのアプリケーションを利用するため、管理者がアプリケーションのアカウントを取得し、事前にクラス単位のグループを作成。
- ・管理者は、グループへの参加方法を生徒や保護者に伝え、グループ登録を依頼。
- ・グループ内でコメントを共有することにより、緊急時には安否確認に利用する。

#### (エ)適切な運用

児童生徒等の ICT 環境を踏まえ、適切な安否確認手法を検討する必要がある。

速やかに安否確認を行うためには、各校が準備したツールを適切に利用できるよう、日頃から慣れておくことが必要となるため、交通機関のダイヤ乱れにより、校時を変更する場合や、避難訓練の実施に合わせて安否確認ツールを使用する等、計画的な訓練を実施する。

また、小中学校においては、緊急時の児童生徒への携帯電話等の使用について、各市町村、学校のガイドラインに則った指導を行う。

#### 2 その他の安否確認

- ○地域の自治会組織やPTA組織、同窓会組織との連携体制を確認しておくなど、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておくことが大切である。
- ○家庭訪問、避難所巡回により対応する必要がある場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要である。

# 8

# 下校・引き渡し・待機

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をしなければならない。また、震災の発生時には、学校から児童生徒等の安否情報や学校の被災状況についての情報提供を行う必要がある。ただし、通信手段の混乱が続いている場合に関しては、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにしておく。

#### 1 児童生徒等の下校・引き渡し

- 〇引き渡しについては、手順を明確にし、あらかじめ学校と保護者の間でルールを決めておく。
- 〇年度初めに、児童生徒等一人ひとりの「引き渡しカード」を用意しておき、引き渡しの際に利 田する。
- 〇下校または引き渡しについては、交通事情や児童生徒等の居住地の被災状況、津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。
- ○緊急時における保護者への連絡等、児童生徒等の携帯電話の校内での使用については、各市町 村や学校のガイドラインに従って行う。

#### 2 待機する児童生徒等への配慮

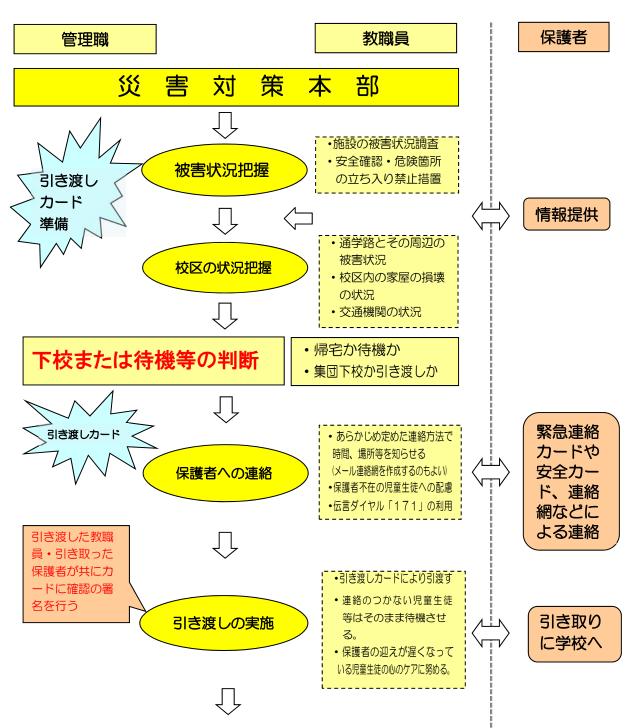
- 〇児童生徒等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち 着かせる。
- 〇必ず教職員が付き添い、児童生徒等に安心感を与える。
- ○落ち着いた段階で自宅に送り届ける。家族が不在の場合は張り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- ○児童生徒等には不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- ○電話や通信機関が復旧すれば、勤務先又は緊急連絡先に連絡をとる。

#### 3 学校から保護者への情報提供

- ○学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、児童生徒等の安全の確保にもつながる。学校から保護者への情報提供は以下のようなものが考えられるが、複数の手段を組み合わせて、児童生徒等の安否情報などの提供を行うようにする。
  - ①一斉送信メール配信の構築 「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。
  - ②学校ホームページの充実 学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話 でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に 努める。
  - ③災害用伝言ダイヤルの活用 災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)
  - ※教職員連絡体制の整備 緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

#### 4 児童生徒等の引き渡しマニュアル・引き渡し緊急連絡カード(例)

児童生徒等の引き渡しをスムーズに、また、確実に行うために、緊急連絡カードを兼ね備えた引き渡しカードを学年開始時に作成しておく。カードは、緊急時すぐに活用できるよう児童生徒等の居住地ごとに整理しておき、新しい学年になったときは速やかに新しいカードを作成する。訓練等を通して引き渡しの順序を確実に周知し、保護者が昼間家庭にいない場合も想定し、緊急時における速やかな連絡と引き渡しの方法を整えておく。また、保護者との面識がないということがないよう、日頃から面談等の機会を通じてコミュニケーションを図っておくことも大切である。



• 連絡の努力

• 引き続き待機している児童

生徒等の心のケアに努める!

保護の継続

(連絡がつかない場合)

## 【児童生徒等の引き渡し・緊急連絡カード(例)】

児童生徒名(ふりがな)	性別(男・女)年組番
保護者名 (ふりがな)	住所
引き取り者名 ※引き取り者になる可能性の高い順とし、	( )の中には児童生徒との関係を記入してください。
引取り者 1   氏 名   ( ) )	<u></u> 引取り者 2 氏 名 ( )
緊急連絡先 <u>Tel</u> <u>火-ル</u>	緊急連絡先 TEL メール
引取り者 3 <u>氏 名</u> ( )	引取り者 4 氏 名 ( )
緊急連絡先 <u>Tel.</u> <u>火</u> -1,	緊急連絡先 TEL 火-ル
本校に在籍するきょうだい ( )年( )組( )番 名前( )	( )年( )組( )番 名前( )
当日の引き取り者(1 2 3 4 その他	)避難場所
引き渡し日時( )月( )日 ( )時(	)分  教職員名
引き取り者 署名欄	
<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・引き渡し時</li></ul>	にきりとる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
引き取り者 控え	
児童生徒名(ふりがな)	性別(男・女) 年 組 番
引き渡し日時 ( )月( )日 ( )時(	)分 教職員名

### ※下のような引き渡し一覧表を作成しておくと事後の確認に役立つ。

年	組	番号	氏名	安否確認	引き渡し	欠席•早退	きょうだい関係

# 9

# 避難所協力

大規模災害時には指定されている学校はもちろん、指定されていない学校も避難所となることが予想される。避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでの期間、教職員が避難所開設などについて協力を要する場合が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、 教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、 事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主 体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

#### 1 学校が避難所となる場合の運営方策(大規模災害時初期対応マニュアル等)

- 〇避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所となる場合の運営方策(大規模災害時初期対応マニュアル等)を事前に作成し、地域住民や帰宅困難者が避難してくる事態に備えておく。
- 〇マニュアル作成の際には防災担当部局等と連携し、各学校の立地の状況等に合わせて作成 する。

#### 2 学校施設が避難所となる場合のプロセス(例)

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例	
救命避難期	(直後〜) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示・避難者の誘導 等	
生命確保期 生活確	(数分後~) 消防・警察・自衛隊等 の救助開始 近隣地域がの救援物資 に数日後~)		・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料品等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備 ・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整	
確保期 学校機能再開期	る安全点検 (数週間後~) 仮設住宅等への入居等	自治組織の確立 避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と 学校機能の正常化	・要支援者への協力 等 ・学校機能再開のための準備	
日常生活の回復				

- ※ 教職員が少人数で運営を担う場合もあることを考えておくこと。
- ※ 児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておくこと。

#### 【学校等の防災体制の充実について(第一次報告) 平成7年11月 文部科学省】

学校が避難所となる場合、学校として、当該市町村の災害応急対策に協力しているものと位置付けることが可能であり、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えなく、通常、公務災害補償等の対象となるものと考えられる。

# 10

## 教育活動の再開に向けた対応(応急教育)

災害発生後における学校機能をできるだけ早期に回復するため、設置者等と協議、連携して地域の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

また、教育委員会等と、児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、児童生徒等・保護者へ連絡することが必要である。

### 1 児童生徒等、教職員の被災状況把握と施設・設備等の確保

- (ア) 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- (イ) 学校の設置者に対して、被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。
- (ウ) 応急危険度判定士※等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- (工) ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- (オ)被害が著しい場合には、仮設校舎の建築等を検討する。
  - ※ 応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」(地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること)を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

#### 2 教育環境の整備

- (ア) 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- (イ) 教科書や学用品の滅失およびき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保 に努める。
- (ウ) 必要に応じて転出入の手続きを行う。

#### 3 給食の再開

- (ア) 施設、設備の安全性を確認する。
- (イ) 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- (ウ) 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

# 心のケア

災害に遭遇した児童生徒等は、心身に何らかの影響を受ける。災害直後から一ヶ月の間に、 著しく重篤な一過性の症状が現れ、身体症状が表面化し、精神症状が生じてくる場合もある。 さらに、災害後一ヶ月以降に種々の精神症状が生じる場合を外傷後ストレス障がい(PTSD) という。現れ方は多様で、症状の程度は児童生徒等によって異なるが、日常の生活だけではな く、その後の成長や発達にも大きく影響する。そこで、適切な心のケアを早期に行うことが重 要となり、日頃からの取組みも必要である。

#### 1 対応方針の策定と校内体制の整備

- (ア) 日頃より学校保健委員会等を活用し、教職員が臨機応変に対応できる弾力的な支援 体制を確立しておく。さらに、心のケアに関し、専門家を含めた危機対応チームを災 害の状況に応じて編成できるようにしておく。
- (イ) 常に教職員の共通理解とチームワークを確保するよう努めておく。
- (ウ) 日頃より、心のケアの基本を身につける研修や事例研究を取り入れた校内研修等を 実施する。

#### 2 家庭、地域社会との連携

- (ア) 日頃より、児童生徒等との心のつながりを大切にし、児童生徒等や保護者との信頼 関係を築いておく。
- (イ) 被災により心のケアを必要とする児童生徒等の家庭とは十分な情報交換を行う。そ の際、学校として組織的に対応する。
- (ウ) 被災後、児童生徒等に専門家や関係機関への相談を勧める際には、保護者の理解を 得て行う。
- (工) 災害後、学校が地域社会(PTA、子ども会、青少年団体、ボランティア等)と連携 して、児童生徒等の心身の健康をサポートするように努める。具体的には遊び場の確 保、児童生徒等への言葉かけ、児童生徒等を見守るパトロール等である。

#### 3 関係機関との連携

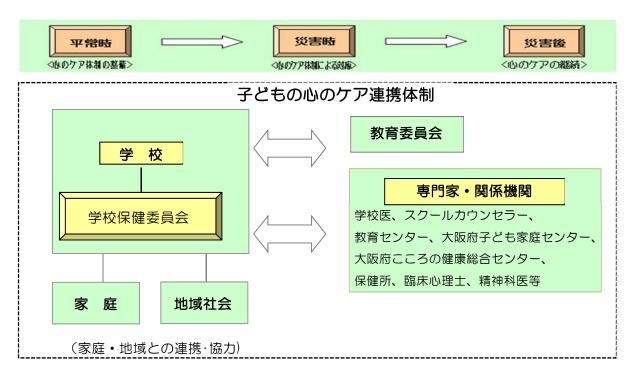
- (ア) 日頃より専門家や関係機関と連携を図り、災害が発生した時、すぐに対応できる体 制を整えておく。
- (イ) 災害後、定期的にスクールカウンセラー等と打ち合わせを行い、効果的な教育相談 活動に努める。
- (ウ) 心のケアが必要な児童生徒等や支援の必要な家庭には、状況に応じて専門家や関係 機関と連携を図るよう働きかける。
- (工) 専門家や関係機関と連携を図る際には、保護者の理解を得ながら慎重に行い、教育 相談の担当者等が家庭や専門家、関係機関、担任との連絡調整を図るコーディネータ 一的役割を行う。

#### 4 心のケアの必要な児童生徒等への対応

- (ア) 外傷後ストレス障がい (PTSD) を予防するためには、早期対応に努め、状況に応じ て継続的に対応する。
- (イ) 児童生徒等の発達段階により症状の特徴が異なるため、それを見極め、それに応じ た対応方法で当たる。

#### 第2章 学校防災における危機管理

- (ウ) 問題の原因を決めつけず、児童生徒等の話を十分に聴き、児童生徒等の立場に立ち、 共感をもって接する。
- (工)児童生徒等が訴える苦痛や反応は、決して異常なものではないことを継続的に伝え、 安心感を持たせる。
- (オ) 身体症状(頭痛、吐き気等)が認められる場合は、必要に応じ治療を勧めると同時に 精神面の配慮を行う。
- (カ) 児童生徒等自身が問題を解決していけるよう支援に努めるとともに、児童生徒等に 寄り添い、安心感を持たせる。



#### 【教職員の役割(例)】

#### 管 理 膱 教 膱 員 養護教諭 • 児童生徒等の安否の確認、被災状況、心身の健康状態の把握(家庭訪問、避難所訪問) ・ 児童生徒等の心身の健康状態に関しての教職員間での情報共有 ・障がいや慢性疾患等、個別の支援が必要な児童生徒等に関しての教職員間での情報共有 ・保護者との連携 (家庭での健康観察の強化依頼) • 臨時学校環境衛生検査の 児童生徒等の家庭の被災 管理職・担任等との連携等 実施について検討 状況の把握・健康観察の ・保健室の状況確認と整備 ・児童生徒等の心のケアに 強化 •学校三師(学校医、学校歯科医、 学校薬剤師)、スクールカウン 向けた校内組織体制づく ・ 学校再開に向けての準備 セラー、専門機関等との連携 り(役割分担の確認) • 学校内の被害状況、衛生状 ・ 教職員の健康状態の把握 況の調査・安全の確保・教 ・心のケアに関する啓発資料の 職員間での情報の共有 及び小のケア 準備 ・ 教職員の心のケアに向け 養護教諭との連携 た校内組織体制づくり (全体計画の作成) 心のケアの対応方針の決 定と共通理解 ・地域の関係機関との協力 体制の確立 ・安全安心の確保への対応・ 被害の拡大、二次的被害 の防止 報道機関への対応

児童生徒等に現れやすいストレス症状			
体の健康状態	心の健康状態		
<ul><li>・食欲の異常(拒食・過食)はないか。</li><li>・睡眠はとれているか。</li></ul>	・心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか。		
<ul> <li>・吐き気・嘔吐、下痢・便秘が続いていないか。</li> <li>・頭痛が続いていないか。</li> <li>・尿の回数が異常に増えていないか。</li> <li>・体がだるくないか。</li> </ul>	<ul> <li>・落ち着きのなさ(多動・多弁)はないか。</li> <li>・イライラ、ビクビクはしていないか。</li> <li>・攻撃的、乱暴になっていないか。</li> <li>・元気がなく、ぼんやりしていないか。</li> <li>・孤立や閉じこもり、無表情になっていないか。</li> </ul>		

※災害時における児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同様である。迅速に適切 な対応が行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアについて体制づくりをしてお くことが必要である。

#### 【健康観察のポイント②】

急性ストレス障害(ASD)と外傷後ストレス障害(PTSD)		
・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 持続的な再体験症状 ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい 覚がよみがえる。(フラッシュバック)		
体験を連想させるものからの回避症状	<ul><li>・体験した出来事と関係するような話題を避けようとする。</li><li>・体験した出来事を思い出せないなど、記憶があいまいだったり 意識がとんだりする。 (ボーっとするなど)</li><li>・人や物への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。</li></ul>	
感情や緊張が高まる覚 せい亢進症状	<ul><li>よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。</li><li>物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く。</li></ul>	

※自然災害などによる外傷後ストレス障害 (PTSD) の症状は、被災してまもなく急性ストレス障害 (ASD) の症状を呈し、それが慢性化して PTSD に移行するケースのほかに、最初は症状がめだたないケースや被災直後の症状が一度軽減した後の 2~3 ヶ月後に発症するケースもある。このため、被災後の健康観察は、なるべく長期にわたって実施することが肝要である。

